

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会
(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会)
平成 28 年 7 月 28 日 答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの 1 件

厚生年金保険関係 1 件

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第1600161号

厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第1600095号

第1 結論

請求期間①及び②について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和40年生

住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成元年9月1日から平成3年2月1日まで

② 平成3年3月30日から同年6月1日まで

平成元年9月から平成3年5月までA社に勤務していたが、厚生年金保険の記録は平成3年2月1日から同年3月30日までの1か月となっており、納得できない。

請求期間①及び②を厚生年金保険の被保険者期間として認め、年金額に反映されるよう資格取得日及び資格喪失日の記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求期間①について、雇用保険の記録から、請求者がA社に平成2年2月1日から平成3年2月1日まで勤務していたことが確認できる。

しかしながら、A社の事業主及び経理担当の役員は、請求期間当時の人事記録や賃金台帳等を保管していないことから請求者の勤務期間は不明であり、請求期間当時は試用期間を設けており、従業員の厚生年金保険の加入は試用期間が経過した後に従業員の希望を聞いて手続きを行っていた旨回答している上、経理担当の役員は、請求者と同様に運転手をしていた者は入社後すぐに辞める者が多く、厚生年金保険に入りたがらない者もたくさんいた旨陳述している。

また、請求者と同様にA社で事務用家具の配送を担当していた従業員が当時の同僚として名前を挙げた者について、オンライン記録を確認したところ、複数の者の同事業所における厚生年金保険の被保険者記録は確認できない。

さらに、事業主から提出された「厚生年金基金加入員資格取得確認および標準給与決定通知書」に記載された「資格取得の年月日」はオンライン記録と一致しているところ、経理担当の

役員は、従業員の厚生年金保険、厚生年金基金及び健康保険組合への加入手続は必ず同時に行っており、加入する前に厚生年金保険料を給与から控除することはなかった旨陳述している。

請求期間②について、雇用保険の記録から、請求者がA社に平成3年3月30日から同年4月30日まで勤務していたことが確認できる。

しかしながら、A社の事業主及び経理担当の役員は、請求期間当時の人事記録や賃金台帳等を保管していないことから請求者の勤務期間については不明と回答している上、従業員が厚生年金保険、厚生年金基金及び健康保険組合に加入していない期間の保険料は給与から控除していなかった旨陳述しており、同事業所で勤務していた複数の従業員に照会したものの、請求者の勤務実態に関する回答が得られないため、請求期間②における請求者の勤務実態及び給与からの厚生年金保険料控除について確認することができなかった。

なお、B市から提出された請求者に係る国民健康保険の記録によると、請求者は請求期間①及び②において国民健康保険の被保険者であったことが確認できる。

このほか、請求者の請求期間①及び②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険の被保険者として請求期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。